

研究会会則

平成 24 年 01 月 10 日制定
平成 25 年 02 月 01 日改定
平成 25 年 09 月 01 日付則
平成 26 年 08 月 01 日改定

AQUA - MATE Plus 工法研究会

(アクアーメイトプラス工法研究会)

第1章 総則

- 第1条 名称
本会は、AQUA-MATE Plus（アクアーマイトプラス）工法研究会（以下「本会」という）と称する。
- 第2条 目的
本会は、AQUA-MATE Plus 工法（以下「本工法」という）を通じて会員が互いに技術の向上に努め、本工法の普及と発展に寄与し、社会に安全で快適な生活環境を提供するための一役を担うことを目的とする。
- 第3条 事業
本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 本工法の普及
 2. 本工法の適用及び、改良についての調査・研究
 3. 本工法に係る営業資料、技術資料などの作成
 4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 事務局
本会の事務を処理するため事務局を置く。

第2章 会員

- 第5条 会員
本会の会員は次の通りとする。
1. 正会員
本工法に基づく工事施工、ならびに材料提案する会社。または、本工法を尊重、発展のために寄与し差別化を図る意志を持つもの。
 2. 賛助会員
本会の目的、事業に賛助するもの。
 3. 特別会員
本会の目的を達成するための活動において、営業情報あるいは販売推進または販促活動等、会員に寄与することとなる場合に指定することができる。
- 第6条 入会
本会に入会を希望するものは、入会申込書、入会推薦書及び、会社概要を示す書類を会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。
- 第7条 入会金・会費
入会金及び、会費は、別に定める規定によるものとし、既に納入した入会金及び、会費は、本会が解散された場合を除き他にいかなる理由があっても返還はしない。
- 第8条 資格の喪失
会員は、次の一つに該当するときは資格を失う。
1. 退会した時。
 2. 除名された時。
 3. 法的整理ならびに解散または破産した時。

第9条 退会

会員、賛助会員が退会しようとする時は、理由を付して会長に退会届を提出し、役員会の承認を得るものとする。

第10条 除名

会員が次の一つに該当する時は、役員会の議決により除名することができる。

1. 本会の目的に違反する行為があった時。
2. 本会の名誉を傷つける行為があった時。
3. 会員としての義務を怠った時。

第3章 役員

第12条 役員

本会には、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名以上3名以内
幹事	1名以上5名以内
会計監査	1名以上2名以内

第13条 役員を選任・任期

1. 総会において会員の中から役員を選任する。
任期は2年とし、再選を妨げないものとする。
2. 会長、副会長は役員会において選任する。

第14条 役員職務

役員は次の職務を行う。

1. 会長は、本会を代表して職務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐して会長が不在の場合は会長の職務を代行する。
3. 幹事は、会長、副会長を補佐するとともに役員会を構成し職務を執行する。
4. 会計監査は、本会の運営について監査しその結果を通常総会に報告する。
5. 役員は役員会を適時開催し、円滑かつ公正な運営に努める。

第15条 報酬

役員は無報酬とし、必要があるときは旅費交通費等を支給することができる。

第4章 会議

第16条 種類

会議は、総会と役員会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

第17条 構成

総会は、会員をもって構成し、役員会は役員をもって構成する。

第18条 開催

会議は、会長が召集し次の通り開催する。

1. 通常総会は、年1回事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。
2. 臨時総会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - 1) 会長が必要と認めた時。
 - 2) 会員の1/2以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があった時。

3. 役員会は、次のいずれかの場合に開催する。
 - 1) 会長が、必要と認めた時。
 - 2) 役員の数1/2以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって請求があった時。

第19条 議長選出

会議の議長は、会長がこれにあたる。

第20条 定数

会議は、会員の過半数（委任状含む）の出席がなければ開会することができない。

第21条 議決

会議の議決は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

第22条 総会の議決事項

総会は、次の事項を議決する。

1. 事業計画
2. 事業報告
3. 会則の変更
4. 役員を選任
5. 本会運営に関する重要事項
6. その他、役員会で必要と認めた事項

第23条 役員会の議決事項

役員会は、次の事項を議決する。

1. 総会に付記すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 規則の制定・変更
4. 会員の入会・退会及び、除名に関する事項

第24条 議事録

会議の議事については、議長が任命する者が次の事項を記載した議事録を作成し事務局がこれを保存する。

1. 会議の日時及び、場所
2. 会議の出席者
3. 議決事項
4. 議事の経過

第5章 会計

第25条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第26条 経費

本会の運営のための経費は、入会金、年会費、臨時会費及びその他の収入から支出する。

第27条 収支決算

本会の収支決算書は、毎事業年度終了時に作成し、会計監査員による監査を受けるものとする。

第6章 事務局の委嘱

第28条 事務局の委嘱

1. 本会の事務を処理するために事務局を置く。
2. 事務局には、役員会の承認を得た事務局長を委嘱し、任期は2年とし再任を妨げない。
3. 事務局の運営についてはその費用を本会より負担することができる。

第7章 入会金及び、会費規則

第29条 入会金・会費

1. 入会金及び、会費を次の通り定める。
2. 会則第6条の定めにより入会を承認された会員は、次の会費を納入するものとする。
 - 1) 入会金 正会員 500,000 円、賛助会員 300,000 円、特別会員 100,000 円
 - 2) 年会費 正会員 20,000 円、賛助会員 10,000 円、特別会員 10,000 円
 - 3) 施工規則 混合管は、本会からのリース品を使用すること。
 - 4) 使用料金 基本料金 30,000 円/回、リース料 3,000 円/月、整備料は別途とする。
3. 入会金・年会費は、退会時においても返金はしない。
4. 特別会員の会費（功績会費）
営業活動、販促資料、技術開発など本会運営による功績が大きいと認められた場合は、特別会員より、各事業年度における指定品目の業績を考慮した会費を徴収することができる。

第30条 年会費納付

年会費は事務局長の請求に基づき、支払義務が生じた月の翌月末までに本会口座に納付しなければならない。

第31条 特別会費等の徴収

本会運営にあたり特別会費等の徴収が必要な場合、事務局長は役員会の承認により当該事業に係る出席会員または全会員、ならびに当該事業出席者から徴収することができる。
ただし、その額については当該事業の予算総額を越えることはできない。

第8章 委員会の設置

第32条 技術委員会

1. 本会運営にあたり材料、設備並びに施工検討など技術習得あるいは技術向上のために設置する。
2. 委員会は役員会より指名された会員、あるいは外部等からの推薦により、役員会において承認された者が運営する。
3. 委員は無報酬とするが、旅費交通費など委員会開催に必要な費用を本会が負担することができる。
4. 第三者による技術支援等についてはその費用を本会より負担することができる。

第9章 その他事項

第33条 細則・規定

会運営にあたり細則・規定を役員会により決定することができる。

第34条 施工日

本会則は、平成26年08月01日から施行する。